

## 広島県教育委員会規則第四号

広島県立高等学校等管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月十八日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道 雄

### 広島県立高等学校等管理規則の一部を改正する規則

広島県立高等学校等管理規則（昭和三十二年広島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「行なう」を「行う」に、「もとに」を「下に」に、「児童」を「幼児、児童」に、「あげる」を「上げる」に改め、同条第二項中「当つては」を「当たつては」に改める。

第十条第二項中「運転技術員、農場技術員」、「学校司書、給食技術員」及び「添乗員（非常勤）」を削り、「及び看護師（非常勤）」を「、看護師（非常勤）及び農場作業員（非常勤）」に改め、同条第四項中「運転技術員、農場技術員」及び「学校司書及び給食技術員」を削り、同条第八項及び第九項を削り、同条第十項中「事務的又は技術的業務」を「事務的業務」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項及び第十二項を削り、同条第十三項中「児童」を「幼児、児童」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十四項中「児童」を「幼児、児童」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十五項を削り、同条第六項中「児童生徒」を「幼児、児童又は生徒」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「児童生徒」を「幼児、児童又は生徒」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 農場作業員は、上司の命を受け、農場等の維持管理に関する業務に従事する。

第十五条の三第三項及び第二十条第四項中「児童」を「幼児、児童」に改める。

第二十三条第一項の表第一号中「児童生徒数及び職員数等」を「幼児、児童及び生徒の数、職員数等」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第五項第一号及び第二号中「児童」を「幼児、児童」に改め、同項第三号中「かつており、かかるおる疑」を「かかり、かかつている疑い」に、「児童」を「幼児、児童」に改め、同項第四号中「児童」を「幼児、児童」に改める。

### 附 則

この教育委員会規則は、平成二十年四月一日から施行する。